

□競争的対話における周知すべき確認事項要旨及び回答

No.	資料名等	項目	該当箇所	確認事項要旨	回答	回答日
1	公募要綱	新たな魅力創出事業に係る投資額の整備完了時期について	P8:第2 6事業の流れ P10:第3 2価格に関する提案	新たな魅力創出事業に係る投資額の下限額が200,000千円(税抜)と設定されているが、当該投資額の対象となる魅力創出施設の整備完了時期を令和6年度以降とすることは可能か。	提案内容の確実な実現を求める観点から、魅力創出施設を含む提案をした施設については、「公募要綱:P8:第2 6事業の流れ」に記載の時期までに整備完了することを条件としています。なお、令和6年度以降に実施する提案については、原則、提案施設としては取り扱わないこととします。(ただし、本事業期間中に再投資することを妨げるものではありません。)	12月15日
2	要求水準書	石綿障害予防規則	P13:第1 (3)①法令等	既存施設のアスベスト調査について、未調査の施設でアスベストが出た場合の撤去・処理費用は、市が負担するのか。	設計施工一括契約で整備する施設については、調査済みの施設、解体撤去する施設、市民の森の指導員ロッジ及び油山牧場の便所10、11を除き、令和3年度に市がアスベスト調査を実施します。また、「要求水準書 別添資料10:既存施設の改修方針」に示す改修対象箇所にアスベストが検出された場合は、市の負担で対応します。ただし、牧場の「市民研修施設」「畜産資料展示館/畜産加工研修施設」「管理事務所」については、市はアスベストの撤去をとまなう整備を想定していないため、対応しないものとします。「第1回公募要綱等への質問回答(No.47)」も合わせてご参照ください。	12月15日
3	要求水準書	牧場遊具の取り扱い	P31:第2 4(2)④その他	市民の森又は牧場の遊具機能について、いずれかのエリアに集約することは可能か。	牧場の遊具については、従来から利用頻度が高い施設であることを踏まえ、現位置で更新することとしています。現在の利用者に配慮した上で、利便性や施設の魅力向上が期待できる場合は、ご質問にあるような提案を妨げるものではありません。	12月15日
4	要求水準書	BBQエリアについて	P43:第3 3(5)②既存キャンプ場エリアの運営	バーベキュー場として、一度に200人以上が利用できるような区画割等を行うとのことだが、市民の森の炊飯所のみならず、牧場エリアも含めた他のエリアに設置することも可能か。	既存施設(炊飯所等)の有効活用の観点から、市民の森の既存キャンプ場エリアにバーベキュー場を確保することとしていますので、市民の森側のバーベキュー場を活用した上で、利便性や施設の魅力向上が期待できる場合は、ご質問にあるような提案を妨げるものではありません。「要求水準書:第3 3(5)②」を修正します。	12月15日
5	要求水準書	施設内の道路交通法の適用について	P43:第3 3(5)⑦園内交通管理(巡回バス等)	園内の移動経路は、道路交通法の適用を受けるのか。	道路交通法適用については、警察の判断となります。提案内容によっては、道路交通法の適用について警察との協議が必要となる場合があります。	12月15日
6	提案様式集	イメージ図	様式G-12	パースのカット数の制限がないが、応募者の負担と審査の公平性の観点から、市が枚数制限を設定することは可能か。	イメージ図(パース)は、提案資料全体で20枚(A3)以内とします。「提案様式集:第5 2」を修正します。	12月15日